

北海道苫前商業高等学校
学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止等の対策においては、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにする必要がある。また、「いじめを受けた生徒にも何らかの原因や責任があるという考え方はあってはならないこと」、「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」、「いじめを認識しながら放置してはいけないこと」を、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

なお、取組を進めるに当たっては、生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、主体的に個性や能力を伸ばし、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むことにも留意する必要がある。

以上のことを踏まえ、本校では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめ防止基本方針」等を参考に、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等に向けて適切かつ迅速に対応するものである。

いじめ防止対策推進法((平成 25 年法律第 71 号)平成 25 年 6 月 28 日公布)

○「学校いじめ防止基本方針」

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

○「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止等対策に関する基本理念。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒から、心理的・物理的な攻撃（インターネット等を通じて行われるものも含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

※ポイント 1 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

※ポイント 2 「心理的な攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などの圧迫で相手に心理的な苦痛を与えることなど。

※ポイント 3 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

※ポイント 4 「けんか」や「ふざけあい」などに潜む、表に現れにくい心理的な被害も見逃さない。

※ポイント 5 排他的感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指導

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (4) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (5) いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

「いじめは絶対に許されない」との強い指導を行うとともに、いじめは教職員の生徒観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識を持つこと。

3 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し言葉、嫌な事を言われる 【脅迫・名誉棄損・侮辱】
- なかまはずれや集団による無視
- 軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩いたり蹴ったりする 【暴行】
- 殴ったり、故意に物をぶつける 【暴行・傷害】
- 金品をたかられる 【恐喝】
- 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる 【窃盗・器物破損】
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする 【強要・強制わいせつ】
- パソコンや携帯電話（スマートフォン）で誹謗中傷や嫌なことをされる 【名誉棄損・侮辱】

4 いじめの要因

- いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。
- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
 - いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
 - いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
 - いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 - ③ねたみや嫉妬感情
 - ④遊び感覚やふざけ意識

- ⑤金銭などを得たいという意識
- ⑥被害者となることへの回避感情 などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめにおける重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

これらの重大事態が生じた場合には、速やかに北海道教育委員会へ報告する。

○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当する。

○ 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

6 いじめ防止の指導体制

日常の防止指導体制は、いじめ防止対策委員会の設置により、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応に努める。

いじめ防止対策委員会の構成員は、教頭、生徒指導主事、ガイダンス部、養護教諭、サポート部、各学年担任、スクールカウンセラーを構成員とする。必要に応じて副担任と当該年次教職員若干名・関係機関にて構成する。具体的なフローは《図1》のとおり。

7 日常の未然防止活動

(1) 教育相談体制の充実

- ・担任、副担任などによる面談の実施
- ・保護者を交えた三者面談の機会の利用
- ・スクールカウンセラーによる良好な人間関係を築くためのスキル育成

(2) 校内体制の確立

- ・チェックリストによる校内体制の点検、改善
- ・いじめの実態調査による状況把握
- ・ネットパトロールによる見回り

(3) いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施

- ・風紀常任委員によるポスター掲示
- ・風紀常任委員や生徒会による玄関での朝の挨拶運動
- ・生徒会からのいじめ防止呼びかけや標語の掲示
- ・異年齢交流の実施
 - ①新入生歓迎会の開催と実施方法の検討
 - ②縦割りグループでの学校行事の開催
 - ③ボランティア活動の充実
 - ④旅行的行事におけるコミュニケーション能力向上の実施

(4) 各種通信による啓発

- ・学校便り、学年通信、ホームルーム通信による啓発
- ・サポート部通信による啓発

(5) 関係機関（警察など）の協力による啓発

- ・講話の実施

(6) 日常の教育活動を通した豊かな心の育成

- ・コミュニケーション能力を育み、一人ひとりに配慮した授業づくり
- ・体験活動や他者と関わることを取り入れた授業づくり
- ・学校行事や生徒会行事などの特別活動を通した望ましい人間関係づくり
- ・部活動を通した望ましい上下関係づくり

(7) 保護者との連携

- ・三者面談や学級懇談会などによる緊密な連携による迅速な状況把握、情報共有
- ・オープン授業の実施

(8) 教師の言動

- ・積極的に生徒とコミュニケーションを図る（登校指導・清掃監督）
- ・不適切な差別言動に注意

8 早期発見・解消

(1) 校内研修の実施

- ・教職員の意識向上と緊密な情報交換、対応策の検討
- ・「いじめ対応ガイドブック・支援ツール コンパス」を活用した校内研修の実施
- ・定例職員会議等でのケーススタディや事例の提示など、「いじめ見逃しゼロ」への情報提供を管理職から実施する。

(2) 家庭との連携、協力関係の構築

(3) いじめアンケートの実施（年2回）

(4) いじめアンケート結果の活用

- ・心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施
- ・新入生に対しての個人面談の実施

(5) 校内巡視などによるきめ細かな生徒観察（チェックリスト参照）

- ・昼休みや放課後の居場所や雑談などの機会に目を配る
- ・学級日誌などの書き込みに目を配る

《いじめ早期発見のためのチェックリスト（例）》

● 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にしており、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や1人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ 顔色が悪く元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 理由のはっきりしない打撲や傷痕がある

● 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友達から冷やかされたり笑われている
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増えたり成績が下がったりする
- ☐ 椅子や机を乱されたり離されている
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 掃除の時

- ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- ☐ 1人で離れて掃除をしている

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはならない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行わ

れるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

9 関係する生徒への早期対応

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

※関係生徒の個人情報については、その取り扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

いじめ情報の入手 ・ ・ 該当担任・サポート部担当(いじめ防止対策委員会)・管理職報告



【正確な実態把握】 当事者双方、周囲の傍観者から聞き取り、記録する

- ① 誰が誰をいじめているのか？
- ② いつ、どこで起こったのか？
- ③ どんな内容のいじめなのか？どのような被害を受けたのか？
- ④ いじめのきっかけ（原因）は何か？
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？

(2) 関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けている生徒に対する支援

・ 共感的な理解と対応

事実確認の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことを伝える。聴取の際、個人情報の取り扱いやプライバシーには十分留意する。

・ 安心できる環境の確保

- ・長期的な相談支援

イ いじめを行った生徒に対する指導

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・温かい人間関係作りの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

ウ 観衆・傍観者となった生徒に対する指導

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

(3) 家庭との連携

ア いじめを受けた生徒の家庭に対して

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者面談し、事実を迅速に伝える。
- ②共感的理解と共感的対応を前提に、保護者の心情や要望を十分伺う。
- ③学校の指導方針や解決策を説明し、今後の対応について協議する。
- ④家庭と連携・協力して、根本的な解決を図る。その際、子どもの小さな変化に注意してもらい、些細なことでも相談できる体制を整える。

イ いじめを行った生徒の家庭に対して

- ①正確な事実確認を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ②いじめが重要な問題である」「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ③学校と家庭双方からの指導が重要であることについて相互に認識を深める。
- ④具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

ウ 全ての生徒・保護者に対して

《保護者会を開催する場合》

- ・いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合
- ・学級全体の意識を変える必要がある場合
- ・いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合

※家庭への情報提供などについては、関係生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、適切に行うこと。

(4) 関係機関（警察など）との連携

《早期に相談・通報・連携した対応が必要な場合》

- ・犯罪行為として認められる場合
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合

10 北海道苫前商業高等学校 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しについて

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、措置を講じる。

(1) 北海道苫前商業高等学校 学校いじめ防止基本方針の関係各機関への周知について

- ① 入学式・PTA総会での配布・説明
- ② 学校HPへの掲載とともに、生徒・保護者・地域住民が常に確認できることを周知

(2) 北海道苫前商業高等学校 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

- ① 中間反省会議・年度末反省会議時にいじめ対策委員会において点検を実施
- ② 学校評価アンケートに、学校いじめ防止基本方針についての意見聴取を行う。
- ③ 学校運営協議会(CS)において、学校いじめ防止基本方針についての意見聴取を行う。

《図 1》

いじめへの組織的対応

